



平成19年5月24日

各 位

会 社 名 住友鋼管株式会社

代表者名 代表取締役社長 藤原 勝行
(コード番号: 5457 東証第一部)

問合せ先 支配人 細野 次郎
(TEL: 03-5625-1520)

親会社等に関する事項について

1. 親会社等の商号等 (平成19年3月31日現在)

親会社等	属 性	親会社等の議決権 所有割合 (%)	親会社等が発行する株券が 上場されている証券取引所等
住友金属工業株式会社	親会社	57.42%	株式会社東京証券取引所 市場第一部 株式会社大阪証券取引所 市場第一部 株式会社名古屋証券取引所 市場第一部 福岡証券取引所 札幌証券取引所

2. 親会社等の企業グループにおける当社の位置付けその他の当社と親会社等との関係

(1) 親会社等の企業グループにおける当社の位置付け、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的・資本的関係

当社の親会社は、当社の議決権の57%を保有する住友金属工業株式会社（以下、住友金属という。）であります。当社は、住友金属グループの電縫溶接鋼管事業を担当する子会社として発展してまいりました。

平成11年7月、住友金属の和歌山製鉄所で営む電縫溶接鋼管の製造・販売に係る営業を譲り受けることにより、住友金属グループ内の電縫溶接鋼管事業は当社に一本化されました。

当社は、住友金属及びそのグループ会社と以下の取引をしております。

- 当社は、主要な原材料であります熱延コイルの一部を住友金属から購入しております。
- 当社は、関西事業所和歌山における主要な設備であります24インチ電縫溶接鋼管設備を住友金属から賃借しております。また発電用鋼管並びに配管用鋼管他、親会社製品をOEM生産しております。
- 当社は、住友金属の金融子会社、住金フィナンシャルサービス株式会社に短期資金の貸付を行っております。
- 当社の連結子会社、シーモア・チューピング・インクは、住友金属のアメリカの金融子会社、スミトモ・メタル・U.S.A.・インクから借り入れを行っております。
- 当社の社外取締役1名は住友金属の常務執行役員、社外監査役2名は住友金属の従業員であります。

<役員の兼務状況（平成19年3月31日現在）>

役 職	氏 名	親会社等又はそのグループ企業での役職	就 任 理 由
社外取締役	高 隆夫	住友金属工業株式会社 常務執行役員 鋼管カンパニー勤務	親会社において長年にわたり、技術・研究開発関連の業務に携わってきており、技術関係を中心とする鉄鋼業の経営には極めて高い専門性と知見を有しております、当社の経営を監視する社外取締役として適材であります。
社外監査役	八尾 量也	住友金属工業株式会社 鋼管カンパニー鋼管営業部長	親会社において長年にわたり、鉄鋼の営業企画・営業部門に従事してきており、当社の経営を監視する社外監査役として適材であります。
社外監査役	長谷川 重幸	住友金属工業株式会社 鋼管カンパニー企画業務部長	親会社において長年にわたり、経営企画・経理部門に従事してきており、当社の経営全般を監視する社外監査役として適材であります。

(2) 親会社等の企業グループに属することによる事業上の制約、リスク及びメリット、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的・資本的関係などの面から受ける経営・事業活動への影響等

住友金属及びそのグループ企業との連携により、素材から一貫した品質管理、材料設計による高品質製品をお客様に提供するとともに、製造・販売・技術・研究開発の各分野で戦略を共有しながら事業を進めております。当社が住友金属グループの一員であることは、当社事業を発展させていく上で必要不可欠であります。

原材料の取引を始めとする住友金属及びそのグループ企業との取引は、全て市況価格をベースに決定しており、またその取引の是非についても、経済性を基準とした判断に基づき、独立して決定しております。

当社の取締役6名のうち、1名は社外取締役で住友金属の常務執行役員であります。当該社外取締役を通じて、住友金属と情報交換をし、かつ戦略の共有化を図るとともに、取締役の職務執行の監督機能の向上を図っております。

(3) 親会社等の企業グループに属することによる事業上の制約、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的・資本的関係などの面から受ける経営・事業活動への影響等がある中における、親会社等からの一定の独立性の確保に関する考え方及びそのための施策並びに独立性の確保の状況

当社は、住友金属と同じ鉄鋼事業を営んでおりますが、電縫溶接钢管事業は住友金属グループの中では当社のみが従事しており、住友金属から当社の自由な事業活動を阻害される状況にないと考えております。

3. 親会社等との取引に関する事項

平成19年4月27日発表の「平成19年3月期決算短信」の28～29ページに記載の「関連当事者との取引」をご参照下さい。

以 上